

# 石川県公報

令和2年7月2日(木曜日)

号 外

(第60号)

## 目 次

### 規 則

- 石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1

## 規 則

石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十六号

石川県税条例施行規則及び石川県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則  
(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号二中「第二項」の下に「並びに法附則第五十九条第一項」を加える。

第十六条の三中「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織、法第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織又は石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年石川県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「次に掲げる方法により」に改め、同条に次の各号を加える。

- 法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織、法第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織又は石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年石川県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して納付し、又は納入する方法
- 地方自治法施行令(昭和三十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により知事が県税の収納の事務を委託した者に納付し、又は納入する方法(第十三条第一号に規定する納税通知書又は同条第四号に規定する納付書若しくは納入書に現金を添えて納付し、又は納入する方法を除く。)

附則第八項中「次」を「前項各号」に改め、同項各号を削り、同項を附則第九項とする。

附則第七項第四号中「第二項」の下に「並びに法附則第五十九条第一項」を加え、同項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る様式)

- 法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予に係る様式は、第二十条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第二条 石川県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十六条の三第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

- 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者に納付させることを申し出る方法

第五号様式(その一)(裏)、第五号様式(その一)(二)(裏)、第五号様式(その二)(裏)、第五号様式(その二)(二)(裏)、第五号様式(その三)(裏)、第五号様式(その三)(二)(裏)、第五号様式(その三)(三)(裏)、第五号様式(その四)、第五号様式(その五)、第五号様式(その六)、第五号様式(その七)、第五号様式(その八)(裏)、第五号様式(その八)(二)(裏)、第五号様式(その九)及び第五号様式(その十)中「当該年の翌年に」を「今年

の延滞金特例基準割合（「」の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」とし、「（以下「特例基準割合」という）を「をいいます」と改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）を記し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とし、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」と改める。

第七号様式（その一）（裏）備考4②中「前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「」の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいいます。」とし、「（以下「特例基準割合」という）を「をいいます」と改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）を記し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とし、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」と改め、同様式（裏）備考5②を次のように改める。

イ 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合

第七号様式（その一）（裏）備考5②を次のように加える。

ウ 令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合

第七号様式（その二）、第七号様式（その三）、第七号様式（その四）及び第七号様式（その五）中「前年に」を「延滞金特例基準割合（「」の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」とし、「（以下「特例基準割合」という）を「をいいます」と改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）を記し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とし、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」と改める。

第二十四号様式（その一）（裏）中「当該年の前年に」を「各年の延滞金特例基準割合（「」の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」とし、「（以下「特例基準割合」という）を「をいいます」と改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）を記し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とし、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」と改める。

（石川県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第三条 石川県核燃料税条例施行規則（平成二十九年石川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号備考3及び別記様式第六号備考3中「当該年の前年に」を「各年の延滞金特例基準割合（「」の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」とし、「（以下「特例基準割合」という）を「をいいます」と改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）を記し、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とし、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」と改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる規定を除く。）及び第三条並びに附則第三項の規定 令和三年一月一日

二 第二条中石川県税条例施行規則第十六条の三第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定 令和三年三月一日

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例施行規則第三条及び附則第七項から第九項までの規定は、令和二年四月三十日以後に申請のあった地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 第二条（附則第一項第二号に掲げる規定を除く。）の規定による改正前の石川県税条例施行規則及び第三条の規定による改正前の石川県核燃料税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。